

会 議 記 録

会 議 名 称	第 3 回 杉並区減税自治体構想研究会
日 時	平成 20 年 7 月 15 日 (火) 午後 3 時 03 分 ~ 午後 4 時 43 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出 席 者	委員 上村、大杉、黒川、駒村、林 区側 区長、副区長、政策経営部長、行政管理担当部長、企画課長、財政課長、会計課長、行政改革担当副参事
配 布 資 料	資料 1 減税自治体構想の意義 資料 2 将来の財政計画に基づく積立と減税の継続可能性 資料 3 減税自治体構想研究会報告の構成 (案) 資料 4 減税自治体構想に係る論点と主な意見 資料 5 インフレ率と国債利回りとの関係
会 議 次 第	1 開会 2 会長挨拶 3 議事 (1)減税自治体構想の論点と課題について 減税自治体構想の意義 < 専門調査委員からの報告 > 積立と減税の継続可能性 < 専門調査委員からの報告 > 減税自治体構想をめぐる課題 減税自治体構想とこれからの時代の自治体財政 (2)今後の進め方について 4 閉会

杉並区減税自治体構想研究会 委員名簿

(五十音順)

委員	うえむら 上村 としゆき 敏之	関西学院大学大学院 経済学部 准教授 (財政学 公共経済学 社会保障論)
委員	おおすぎ 大杉 さとる 覚	首都大学東京 都市教養学部 教授 (行政学 都市行政論)
会長	くろかわ 黒川 かずよし 和美	法政大学 経済学部 教授 (公共経済学 経済政策 都市計画)
委員	こまむら 駒村 こうへい 康平	慶應義塾大学 経済学部 教授 (社会政策)
委員 (副会長)	はやし 林 ひろあき 宏昭	関西大学 経済学部 教授 (財政学)

平成 20 年 7 月 15 日現在

事務局：政策経営部企画課

会議録中、委員名は原則として「委員」と表記されています。

会長 それでは、第3回の減税自治体構想研究会を開会します。早速、議事に入りたいと思います。

前回は、専門調査委員である委員と委員から「構想の意義」と「積立と減税の継続可能性」について報告をいただきました。本日は、前回の議論を踏まえて、両先生から改めて報告を出していただいておりますので、これを受けて、ほかの委員からご意見をいただいて、これについて一定のまとめを行いたいと思います。また、本日は、研究会報告の取りまとめに向けて、この間の各方面から寄せられた意見も踏まえて、他の論点についても議論をし、研究会として考え方を整理していきたいと思っています。そこで、早速ですが、委員から「構想の意義」について、その後、委員から「積立と減税の継続可能性」について、ご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

委員 はい。では、私が最初に減税自治体構想の意義ということでお話しさせていただきます。前回、私の方でたたき台をお話しさせていただいて、その後、幾つか事務局ともご相談させていただいた結果、資料1のようにまとめさせていただいております。

1章は、1番で現行地方財政制度の問題点、2番で具体的な減税自治体構想の意義という形に区分しております。1番は、一般でよく言われております分権化、あるいは地方の自立というようなことに向けた中で、現在の地方財政制度がどういう形で問題点を抱えているかということを描いたものです。

よく言われますように、国と地方の歳出の比率が4対6であるのに対して、税金は国が6で地方が4と逆転している。このあたりが、地方分権に向けた課題、逆転している数字を改善していくということが、これからの課題であるとよく取り上げられるわけですが、この比率自体は地域によって異なりますので、この比率自体よりもむしろサービスの水準が高いという形での受益と、負担が大きいという形での負担というものが、本来もっと結び付いているべきではないかというようなことを少し書いております。

それから、国もそうですけれども、90年代の不況期に財政が悪化していくわけですが、その根本にスタートラインにかなり大きな影響を与えたのが90年度あたりのバブル期だろうということで、そのころに非常に大きな税金増がありました。これは首都圏だけではなく、関西でもそういう自治体は数多くありました。各自治体、これも国も含めて、その潤沢に入ってきた税金を背景に歳出拡大策を講じてきたということが、90年代の財政悪化の大きな要因の一つになっていると考えられます。その後、バブル崩壊で地方団体は非常に大きな影響を受けるわけですが、そこで、それぞれの自治体は、税金が変動する中で、

行政改革という形でさまざまな財政再建に向けた取り組みをしていくわけです。

そこで、この杉並区におきましては、2番目の最初に書いておりますように、「毎年一定額の財源を積み立てて、財政のダムをつくり、必要に応じてその果実を活かしつつ、将来はその利子で区民税の減税を実現する」という「減税自治体構想」の研究を開始してまいりました。

まず、第一の意義としまして、これまでのような単年度主義の「使い切り予算」に対する抵抗であり、挑戦であるということでもあります。これまで杉並区におきましては、さまざまな形での行革に取り組んで、歳出削減、それから新たな行政事業への対応にも、その行革で捻出した財源を使ってという形で、行革を進めてこられました。ただ、もう一度、行革と、将来的にはまだ見通しが不透明にはなっておりますけれども、ここ数年の税収増という状況が生まれてきております。

そこで、税収に余裕があるからといって、再びその税収に合わせた支出の拡大ということを行ってしまつては、これもバブル期の二の舞になるというふうに、私はここに記述しております。よく入るを量りて出るを制すとか、あるいは出るを量りて入るを制するという議論が財政に関しては行われます。財政赤字が拡大すると、入るを量りて出るを制すべきなんだということで、身の丈論ですが、税収に見合った支出に抑えるべきだという議論が出てまいります。

当然、支出が足りないからといって、どんどん増税するわけにはいかないわけですから、この議論は当てはまるころだと思えます。ただ、先ほど1番でも申し上げたように、バブルのときは明らかにそういう傾向が国も地方も見られましたが。税収が増えるからどんどん使うということをやってまいりました。そのときは、必要以上の税収は要らないのではないかという議論にはならず、さまざまな形で歳出をふやす。とりわけ、地方におきましては、増えた税だけを使うのではなくて、税収プラス、地方債という形で歳出拡大をしてきたと。ここで、改めて、出るを量りて入るを制す、これだけの歳出に見合う歳入という形で入ってくる分をすべて使うというところから、いま一度脱却した方がいいということで、これが先ほど申し上げた使い切り予算に対する抵抗という意味であります。

現状は、世界的に例を見ない高齢化が進んでおります。その中で、歳入を背景にし、行政サービスあるいは公共施設、何が必要ですかという形で問いかければ、これはもう、幾らでも要求は拡大してまいります。これはもう、恐らく切りがない。例えるのが、横に並べるのが適切かどうかわかりませんが、例えば道路にしても、道路の特定財源というのは、

道路をつくり続けなければきりが無い。必要ですかと問われれば、必要だということになってまいります。

そこで、歳出を一定のここの一文が非常に大事だと思うのですが、一定の福祉水準は確保しつつ、効率的な行財政運営に必要な水準に抑えた上で、必要以上の財源は、現時点での支出に回さないという選択を行おうとするのが、減税自治体構想の基本であります。

必要がなければ、今すぐに減税すればいいじゃないかという意見もございしますが、今回の減税自治体構想研究会では、将来の減税に備えて積み立てを行い、減税を実現するという形を選択しました。単年度の減税では、可能であればやりましょう、可能でなければ使えばいいんじゃないかということで、先ほど申し上げた使い切り予算への抵抗という面では、随分弱くなるだろうと。

それから、毎年一定額を積み立てるということですので、継続的な財政規律の確保が担保される。それから、もう一つ、財政のダムという言葉を使っておりますが、それを築くことで強固な財政基盤が確立し、中長期的に安定的な財政運営が可能になると考えました。

それから、これは単年度ではなしに、将来を通じた時間の長さを持った議論であります。一般に、そういう時間的な流れを通じた議論がされるものにつきましては、一旦借金をして、地方債を発行して、設備投資をして、それから、その財源を返すための財源を将来の納税者に求めるという形で議論されることが多くなっております。

ただ、これはこれまでそうだったということなんですけれども、今つくる設備に関しての意思決定は、今の世代の人しかしておりません。将来の人は、おまえたちに必要なものをつくってやったのだから負担しろという形のものだけが後に残ってまいります。それは、例えば、戦後すぐ、あるいは行政水準が非常に低くて、これをどうしても先進国として、あるいは発展国として自分に必要なものを備えていくんだということで突き進んでいるような状況では、将来の人にも負ってもらおうということも、やむを得ないかと思いますが、いろいろな面で成熟してきた、高齢化社会など新たな問題は抱えておりますけれども、行政の設備的な社会資本の整備という意味では、以前と比べればかなり充実した状況にあって、それについては、将来の世代の意思決定も取り入れることができるようにということが、今回積み立てていくことによる大きなメリットだと考えています。

投資的な経費に関しましては、公共の設備の整備に関しましては、基本的には減価償却という考え方は行われたいわけですが、一つの考え方としては、この積み立て分と

というのは、今あり、今後も継続していかなければいけない施設の減価償却分であって、建てかえ時には十分な資金を持って、当てることができるというようなことも、一つの選択肢として出てまいります。

それからもう一つ、最後にこれもここの研究会の中での議論で出てきたことですが、積み立てですから、一つの大きなオプションとしては、阪神大震災、あるいは先だつての東北の地震のような大きな災害というような状況に陥ったときであっても、ある程度の資金的な積み立てを用意しておくということは意義があることだと思います。これは、なぜ地方がそのお金を用意しなくてはいけないのか、それは国の責任だろうと言い放つことも可能だとは思いますが、これはできる限り、可能であれば、災害に備えることのできる、財政的なダムを築いておくということも、非常に大きな意義があることだというふうに考えております。

以上で資料1の意義についてのご説明を終わりたいと思います。また、後ほどいろんなご意見等が出れば、その折にお返事したいと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。それでは、引き続いて委員から積立と減税の継続可能性についての報告をお願いします。

委員 それでは、資料2が手元にあると思いますけど、将来の財政計画に基づく積立の減税の継続可能性についてご報告いたします。

以前、前回の研究会でかなり詳細に話をしたので、詳しいところは少し割愛しながら、話を進めさせていただきます。「はじめに」のところで、杉並区が減税自治体構想を検討するには、その実現可能性を定量的に把握しておく必要があるということです。この時点で、三つ、明らかにすべきことがあると思います。一つは、杉並区が積立金を積み立てることができるのかどうか。二つ目は、減税ができるのであれば、その程度はどの程度のものなのか。三つ目は、できるならばその時期はいつかという、この三つの点を明らかにしないといけないと思います。

そういったことを財政収支モデルというものをつくって検証していくわけです。ここで大事なことは、地方自治体の財政運営というものは、将来の財政収支がどのようになっていくのかという点につきましては、常にチェックしていく必要が私はあると思います。そういう意味でも、減税自治体構想を含めて、財政収支モデルを杉並区が持つということに大きな意義があると思っています。こういう数量的な基礎があることで、市民や議会の議論が極めて活発になりますし、市民によって自治体のガバナンスが強化されます。そうい

う形のポジティブな意味で、こういうモデルを有効に利用して、減税自治体構想に関する市民意識が醸成されていくような形にしていきたいと思っています。

2ページ目に、前回もお話ししました杉並区財政収支モデルの概念図があります。左側に歳入ブロックがあって、右側に歳出ブロックがあります。この歳入と歳出を説明するいろいろな変数を使って、これらを推計して、この歳入と歳出の差額から、積立金に積み立てる収支差を求める。その前の年の積立金に、その収支差を積み立てていくと、積立金残高が計算されていくというようなモデルになっています。変数として、例えば人口であるとか金利であるとか成長率であるとか、そういうものをさまざま入れております。

4ページ目に行きます。例えば歳出ブロックというのはどうなっているかというと、人件費、物件費、扶助費、補助費等、繰出金、あと投資的経費が考えられています。特に投資的経費については、現時点で考えられている、予定されている施設改修、改築費、あと、PFI事業の支出、すべて織り込んでいます。ですから、現時点で計画されている計画はすべて賄えるように考えております。歳入ブロックの方は、特別区税、譲与税、交付金、その他一般財源を推計しています。

5ページ目ですが、特に財政調整交付金が大きな項目になりますが、財政調整普通交付金は基準財政需要と基準財政収入の差額から計算されています。これらについても、両者を推計してその差額を求めるという形にしています。

6ページに行きます。特に大事な変数としては、名目金利の想定があります。これはなぜ大事かということ、積立金を運用するときの収益率になるわけで、この変数については、将来の金利としては1.5%を基準にしました。この1.5%を基準にする幾つかの理由ですが、この図2がここにあります。過去の国債の利回り 国債というのは極めて保守的に運用した場合なわけですが、過去の推移から見ると、大体10年国債を買えば1.5%ぐらいは確保できるということです。

もう一つ、7ページ目に表1がありますが、国債ではなく、例えば政府保証債もしくは地方債、東京都債とか、そういうものを買うようなことも考えられます。それであっても、5年以上の債券であれば1.5%以上の利回りは確保できますので、安全性を担保しながら、1.5%以上であれば利回りを確保することができると思われしますので、ここでは基準として1.5%の名目金利を置いています。

7ページの目の下の図は経済成長率の推移ですが、これは国の経済成長率を参考にしながら、極めて保守的に、つまり成長率を高めを設定すると税収がどんどん上がりますので、

そういうことは想定をせずに、内閣府が決められている成長率を、最終的には成長率を徐々に人口成長率で削減していくというような想定で保守的につくっています。

8ページ目以降がケースの収支モデルの計測結果になっています。8ページの下、図の4が歳入の推移、将来の推移です。9ページ目が歳出の推移で、この歳入と歳出の差額が収支差として図6になっています。これを見ていただくと、150億円のところに線を引いています。将来的に150億円の収支差が発生していくということがわかります。

10ページ目です。この収支差を積み立てていくと、積立金残高ということになるわけですが、10ページ目の図7を見ていただくと、この残高がどんどん増えていきます。区債残高、借金がありますが、その借金はあと数年後に返済し、その後積立金が増えていくという形になります。

こういうモデルのもとで、減税シミュレーションを行ったのが11ページ目以降です。表2の想定のもとで減税のシミュレーションを行っています。10年後に、つまり、平成30年に特別区民税を10%減税するということを考えます。

その結果が12ページ目の図8です。10年後に減税をしますから、特別区税は丸で囲ってあるように減少します。ですが、財政調整交付金は減税の影響がないように計算しています。つまり、基準財政収入が落ち込まないように、標準税率で計算するように計算していますから、財政調整交付金は減税の影響を受けない形にしています。

減税を行っても、13ページの図9にありますように、減税ケースでも150億円は確保できるということで、最終的な結果としては、将来10年後に10%減税することは、計算上は可能であるということがこの将来の財政計画に基づく積立と減税の継続可能性という資料の説明でございます。

以上です。

会長 ありがとうございます。

それでは、お二人の報告を踏まえて議論をしていきたいと思います。その前に、研究会報告の構成について、改めて確認をしておきたいと思います。それから、あわせて、議論に当たって各方面から寄せられたご意見も踏まえる必要があると思いますので、それについても確認をしておきたいと思います。

事務局から 資料の3と4について、ご説明をお願いします。

行政改革担当副参事 はい。それでは、私の方から、まとめてご説明をさせていただきます。

まず、資料3の方をごらんいただきたいと存じます。こちらの資料3でございますが、専門調査委員の委員そして委員ともご相談の上、これまでの論点と課題についての議論、そしてまた、本日予定している議論を踏まえて、研究会の報告の構成としてこのような形で整理してはどうかということでもとめさせていただいた案でございます。

大きく4章立てで考えてございます。まず第1章が減税自治体構想の研究の意義ということで、今ほど委員からあったご報告の内容をこの1章に充てるという想定でございます。そして、第2章、将来の財政計画に基づく積立と減税の継続可能性。ここは同じく今ご報告のあった委員の報告内容をここに充てるという想定でございます。

そして、第3章ですが、ここは減税自治体構想をめぐる課題ということで、二つに大きく分けまして、まず強固な財政のダムをつくるためにということで、これはいわば、言いかえれば、積立・運用に当たっての課題、そして、二つ目が減税実施に当たっての課題という中項目を設定してございます。

まず、強固な財政のダムをつくるために、積立・運用に当たっての課題のところでございますが、内容といたしましては、継続的な積立と行政サービスの確保との関係、中長期的な視点に立った運用とリスクへの対応、区債発行の考え方等を想定してございます。それから、減税実施に当たっての課題でございますが、ここでは、現行の税財政制度上の課題、地価・家賃、人口への影響、住民間の公平性に対する考え方、積立金の弾力的な活用と減税の継続性等を内容として想定してございます。

なお、この3章の丸の各項目につきましては、この後ご説明をいたします論点と意見を踏まえて、項目を立ててございます。

それから、最後の第4章でございますが、減税自治体構想とこれからの時代の自治体財政ということで、内容といたしましては、これからの自治体財政のあり方、また、制度設計、システム構築に当たっての留意点や考え方をここで示すということを想定してございまして、いわば全体のまとめに当たる位置づけというふうに想定してございます。

続きまして、資料4をごらんいただきたいと存じます。この資料4につきましては、減税自治体構想に係る論点と主な意見ということで、減税自治体構想に係る論点を、本研究会のほか、この間、各方面、区民の方や議会の方からさまざまな意見をいただいておりますので、そういった意見とともに、左側の分類のところを見ていただきますとおわかりのとおり、積立、運用、そして減税の各段階別に分類をいたしまして、これとあわせて、今ご説明をした資料3の報告の構成との関係、つまり、どの章で各論点に対する研究会と

しての考え方を書き込むかということをお示しした資料になってございます。一番右のところに関係章が明記してございます。

論点といたしましては、積立については、継続的な積立と行政サービスの確保との関係、区債発行の考え方。運用のところでは、利回り1.5%以上の確保、中長期的な運用のあり方、そして、インフレリスクへの対応。最後の減税のところでは、都区財政調整制度との関係、地価・家賃、人口への影響、住民間の公平性、そして、積立金の弾力的な活用と減税の継続性ということを挙げさせていただいております。

なお、先ほどの委員それから委員のご説明の中で、1から3まで、あるいは6番についての考え方は示されていたかと存じます。ある程度、この間出された意見を踏まえて論点をまとめたものがこの資料でございますが、これ以外に、またこれに関連してほかに論議すべき点、論点があれば、またあわせて出していただき、ご議論いただければと考えてございます。

私からは以上でございます。

会長 はい。現時点で、事務局の方で把握している論点、質問の一覧表というのがこの資料4だということですね。

委員と委員のご説明の部分は、資料4の1から7まではご説明にあったと思います。8にインフレ問題というのがありますが、これはどちらから出てきている意見ですか。

行政改革担当副参事 これは、区民の方からあるいはまた議会の方からも、現時点での運用というのが、やはり低金利時代なので、この先、実際に1.5%でいけるのかどうかというような疑問として各方面から出ているところでございます。

会長 このモデルの中で、インフレの取り扱いというのは、どうなっているかを説明していただけますか。

委員 はい。資料2の7ページ目に図3がありますけれども、基本的には将来的にインフレ率は、名目経済成長率が図のように推移しますと、金利1.5%で収束していくような形になりますが、この中にインフレ率が含まれているという形です。そういう想定です。

会長 ということは、後の運用の話で言うと、このインフレ率が相対的に高くなると、積み立てする部分は減る、と。相対的に。逆に言うと、年利1.5%というのは低いところに置いてあるけれども、実質はもう少し高いところで動くから、この1.5プラス、何らかの形のインフレの形。逆に、今後起こってくるというか、今の状況だと、この範囲の中でもう多分吸収されていると思うけど、今後、今の状況だと、今年のような状況だと、イン

フレ率が高まるという可能性があります、と。それが定番になったときというのは、相対的に世の中の名目の経済というのも膨らんでいるから、この範囲の中に入りますよというふうに考えればいいのかな。

委員 金融市場でどのくらいインフレを名目金利で吸収してくれるかという話で、通常であれば、かなり吸収してくれて連動するはずですけども、時々攪乱的なことが何十年に一遍起きるときに吸収できるかと。金融市場はかなり自由化されていますので、かなり吸収能力が高まっているとは考えています。国債の場合はインフレ連動債みたいなものが出てきて、それが普及していけば吸収可能なのかなとは思いますが。

委員 事務局に用意していただいた資料5というのが最後についておると思いますが、インフレ率と国債利回りの関係、つまり、国債の利回りでどれだけインフレ率を吸収できるかということで、先ほど委員から話があったように、そこが逆転するとちょっと問題なわけですけども、大体見ていくと、おおむね利回りが大きい。つまり、利回りが高く、ちゃんとインフレ率を吸収しているという関係ですので、そこを、利回りの方を見ておけば基本的に大丈夫じゃないかということです。

行政改革担当副参事 事務局の方からも、資料に関連して補足説明をいたします。

会計課長 先ほどの資料5の説明でございます。これは総務省の統計の数字をもとに作成しているものでございます。

このグラフにつきましては、1985年10月から2008年4月までの日本の10年の国債の平均利回りといわゆる消費者物価上昇率、いわゆるインフレ率を比較したものでございます。この消費者物価指数については、生鮮食品を除くコア指数で、基準は平成17年。参考に、同じようなデータでアメリカのものを載せております。

この間、日本の10年国債の利回りについては、消費税率が3%から5%に上がった1997年を除けば、10年国債についてはインフレ率を上回っています。10年国債の利回りからインフレ率を差し引きした実質の利回りにつきましては、約2.6%あります。今回、表にはつくっていないんですが、1951年から2001年までの約半世紀においてもこういうデータがありまして、その約2%は実質収益率が得られていると。そういうようなデータを用意させていただきました。

以上です。

会長 社会のメカニズムからしたら、そうしないと成り立たないわけだけど、今の状況ですと、発行されている長期の国債は、今年の物価の上昇。もともと、金融は、猛烈に低

金利時代の中にいる状態で、今年のように、エネルギー価格をベースにして諸物価が上がってしまうという構造変化が起こると、この後どこかで調整が行われるということにならざるを得ないと思いますけど、全体的に長期に時間をとってもいいということになれば、必ず吸収してくれるだろうというのは理屈からすると当たり前なんですけど、時々こういうふうにはひっかかることがあるときに、さっき委員もそうおっしゃっていましたが、不安になるというか、外から見ている人からすると、この制度は万全かと言われるかもしれないけど、おおむね万全だと思いますけど。長期で見れば見るほど。

委員 だから、データ上まれば、半世紀の間に数回ぐらいは厳しい逆転があるかもしれないけれども、長期的に見れば全然問題がなくて、その一瞬一瞬は、そんなに心配するほどのものでもないと思います。

会長 このインフレリスクへの対応は、こういう議論で、このことについても、どこかで報告書の中に文章で、こういう心配があるけれども、基本的には、中長期にはインフレリスクというのは吸収できる形になるということを書いてもいいのではないかと思います。

もう一つは、これまで委員や委員からもいろいろご意見をいただいていたいて、その一つが多分この9番の都区財調制度との関係になります。特別区が大都市としての一体性を確保するため、都区財政調整制度により財政調整を行っている中で、杉並区が独自に減税を行うことがどのような意味を持つと考えるか、この点については考えておかなければいけないし、頑張ると削られたりすると、何か頑張らない人に有利なシステムになってしまうから、こういうところをどう考えるのかという問題がきっとあると思いますけど、少し委員から、この点についてどんな問題があるか。

委員 はい。この都区財政調整制度についてですけれども、3点ぐらいの観点から少しお話ししたいと思います。

まず一つは、現行の制度について、それを大前提とした上での議論ということになりますが、今の仕組みの上でいけば、独自に減税を杉並区が行ったとしても、直接、財調の交付金に影響が出るということはないようになってきていると思います。一番かかわってくるのは、基準財政収入額を算定する上でどうかということですが、標準税率での収入見込みをベースにして計算することになるでしょうから、減税したとしても、単に杉並区の財政上その分がなくなるというだけの話で、財調の交付金に影響を与えるということには、直接はならないと思っております。

また、その分、税金を集めないということは、超過財源とみなされることになるでしょ

うから、かつてであれば納付金制度があったわけですがけれども、この制度をそもそもなくしたというのは、大都市の一体性ということで財調制度があるわけですがけれども、やはり各特別区を、自主自律的な存在として、一つの独立した自治体として見ていくという考え方の方向での改革が行われてきたという趣旨であったと考えられます。減税したことによって、何かペナルティー的に財調交付金を減らすというような方向につながっていくのは、そもそも考え方としても、今までの流れからすればおかしいということにはなっていないかと思えます。

二つ目として今後どうなっていくかということですが、現在でも、東京都と特別区とで、都区のあり方検討委員会をはじめとして、事務移管を含めて、区域の再編問題などについて議論しているところですがけれども、区をより自律的ないわゆる普通の市に近づけていくような改革をすべきだという考え方もある一方で、この都区のあり方検討委員会での考え方の中でも、検討するということになっている点で言えば、区の統合・再編の問題というような議論も出てきていると。ただ、そこで最近都の方から出てきたのは、人口50万という規模でもあったので、杉並区の場合には直接影響はないということになるのかもしれませんが、それも必ず厳格な50万という人口規模を課しているわけではないので直接関係ないにはしろ、この23区のエリアをどうしていくのかという考え方がいろいろ示されてきている。

特に、最近ですと、道州制論との関連で23区のエリアをどうしていくのか、あるいは東京都全体のエリアをどうしていくのか、独立の道州の単位とすると言ったときに、ほかの地域の道州と同じものになるのか、それとも、しばしば直轄論のような議論がありますけれども、自治上の仕組みとしての直轄というよりは、税に与えてくる影響というのが多分いろいろあるのかなと思えます。

そういう議論が一つあるということを考えておかなければいけない。全国的な財政上の格差の問題などに関連して、三つ目になりますけれども、税制の抜本改正というのが今後いつごろどのような形で取り組まれるのかということとも関連してくると思えます。既に法人事業税については一部国税化されることになったわけですが、法人住民税に関して今後どのような動きが出てくるのか、これについてどういう扱いになっていくのかという点が、税収、財調の財源にもかかわってきます。減税そのものの問題というよりは、杉並の財政全体を考えときに減税をする一方で、財調交付金というものも財源としてどう変動するかというようなことについても、どこまで含めて考えていくのかは一つ考慮すべき

点なのかなと思います。

それで、先ほど申し上げたような都市と地方の財政格差であるとか、国の財政再建という動きの中で、場合によっては都区財調、杉並ではこういうふうにまさに目に見えるような形で減税に充てられるお金があるわけですが、ほかの区でも、目には見えないけれども、ちゃんと努力すればそういうものが出てくるはずではないかということになれば、特に国の方からすれば、一種の、最近、埋蔵金なんていう話がありますけれども、都区財調というのはそういう埋蔵金じゃないかということで、ターゲットになりかねないのではないか、そういう議論も出てくる恐れがあるのではないかということは、これは一つ心配の種として考えておかなければいけないのではないかと思います。

ただ、現時点で言うと、現行の仕組みを前提としていけば、都区財調の関連からすると、この減税自治体構想そのものに影響が出るということは、直接はないのではないかと思います。

会長 ありがとうございます。

これは何か、今のご意見についてありますか。山田区長、何かありますか。いいですか。山田区長 いや、勉強になりました。

会長 この都区財調というか、これから制度が変わりそうだということに関するさまざまな問題というのは、今、いろんなことを話していただきましたが、道州制論とか、区のあり方それ自体の問題も本当に議論されているので、そのことを考えていくと、この議論は、今やっている議論がそちらにもいい影響を与えるというつもりで見えていかないとけないという意味では、今の現行の制度の趣旨は、これにさおを差すものではないので、全体としては、ほっとするけど、大きな流れがありそうだということに関して、そのときにどういう心構えでいるべきかということは、前もって考えておいた方がいいかもしれませぬ。

これは委員、何かアイデアはありますか。

委員 アイデアとして、こうすれば切り抜けられるというわけではないのですけれども、さきほどのインフレの話もそうですけれども、大きな環境、ある種の環境変化だと思いますので、要するに、特に将来の見通しにかかわっている部分については、例えばそういう制度変更が織り込まれたときには、この将来のラインがこういうふう to 動くとか、その場合には、もっとこうしないと当初の目標は達成できないとか、何かそのあたりの見直しというとおかしいんですけども、もう一回その時点で、このラインに乗って、今はこれ何年

目だということで常に行くのではなくて、もう一回発射台を考え直して、この手法については、委員の方で、いろいろ、設計方法なんかは確立できていると思いますので、全く今、全然想定されていない、例えば道州制とかということになると、またどういふ変数を加えていかないといけないのかというのは、またそのときに考えないといけないんですけども、少なくともそういう制度変更が仮になくても、先ほどのインフレ率などを踏まえた上でのローリングといいますか、見直し作業というのは、常にやっていく必要があると思います。

会長 先ほど委員が、資料2の説明のときに、モデルを持っていること自体がとても重要なことで、いつでもシミュレーションできて、どういふ再編に当たっても対応ができるということをおっしゃってくださったんですけど、これはまさにそのとおりで、いろんなことが起こりそうなときにその先を読めるという意味では、今回、委員がこういうモデルをつくってくださっているのは、激変のときにこういうふうに変数を変えるとこういうことが言えそうだなというのが。そんな要求はしませんけど、そういうのが前もって見えてると、ということと。

それから、この報告書を出すときに、今言われたようなこれから起こりそうなことについても、ある程度、前もってどういふことが起こるかというときには、そのときに考えられるようなある程度の知見は集めておきましょうということは、うまくまとめて、報告書の中に入れておきたいと思いますけど。

委員 少しつけ足しで。財政面でのシミュレーションという意味で、今後こういうふういきちんとモデルを持っておけばということもあるんですけども、先ほど私が申し上げたような、少し悲観的な面があるんですけども、今までずっと、特別区というのは、むしろ、より独立性のある自立した存在の方向に向けて改革が行われてきたわけですけども、最近ややその流れが逆転しつつある中で、こうした減税自治体構想というものを、杉並区がきちんと持つということ自体が今後そういう流れに対して、一つの自立した自治体としての位置づけを示していくという意味でも意義を持つという点は、大きなこの議論の中に入れていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

会長 この議論、委員から提案されていた9番目の議論というのは、できるだけ前向きに受けとめましょうということできたい。10番目は、杉並区が独自に住民税の減税を行えば、杉並に住みたいという人が増え、区のブランド力が高まるという効果が期待できると、その一方で、地価・家賃が上がり、減税効果が相殺されてしまうという可能性や人口

増により新たな行政コストが発生するという可能性もあるかもしれない。これは、これまでもいろんなところから議論をされてきていて、人口増によって新たな行政コストが発生するというのは、今までの議論の中には無かったと思いますが、ブランド化して地価が上がったり、それから、後から入ってくる人は得しそうなのか、この欲なった状態をそういうレントをだれがとっていくのか。これはヒアリングのときに委員からもそういうコメントを受けたということなので、委員、人口増によって新たな行政コストが生まれていくというのは、どういうふうに組み込んでおけばいいですかね。

委員 いや、経済学的にはよく考えられた想定かなと思って。そういうメカニズムが働くんだらうなと思います。ただ、こういう議論をやれば、じゃあ、町を良くすれば良くなるほどだめなのかという議論になってしまって、何もやらないのが一番いいかみたいになってしまうわけですね。

それから、10%の減税で動くのかなというのもよくわかりませんよね。人々がどこに住むかというのは、10%の減税あたりで動くのかというのは甚だ疑問ではありますよね。安全とか住みやすさとか、いろいろなところで住むところは多分決めるんだらうと思いますので、これによって、すぐに人が移ってくるのかというのは、やや飛躍した議論かなと思います。

最後、どういう人が来るのかということで、もちろん、活力ある若い世代の人が入ってくだされば、税収も逆に増えるわけですから、別にコストだけが增えるわけではないわけですね。だから、こういう議論をやると、何もしないのが一番いいということになってしまいますので、そういうことも少しは考えて、シミュレーションをするときには、これは難しいですよ、10%の減税で、どのくらいの人が入るということをシミュレーションで織り込むというのは。しかも年齢層ごとにとというのは非常に難しいんですけども、そういうこともあるということだけは少し考えたい。ただ、それによって、こういった政策が全く成り立たなくなってしまうわけではないわけだと。

会長 委員、何か意見は。

委員 特になんですけど、毎年人口の新しいデータが出てきますから、それを逐次入れて行ってチェックしていくということが現実的な対応策だと思います。

会長 実際こんなことになったら万々歳なんですけどね。人口が増えるというか、減税効果によって。そうすると、周辺の自治体もプレッシャーがかかって切磋琢磨し合うということになっていくわけで、これがだから、23区あるいは都下の市町村も含めて、いい競

争環境つくるきっかけになるということになるかもしれませんね。

その効果があった方がいいかどうかということに関しては、考えられる項目をずっと拾って試みて、双方のことが考えられると。何もしない方がいいというよりは、努力をしながら切磋琢磨できる環境をつくる方がいいだろうという内容のことは、全体の構想の中に加えてもいいのではないかという気がしますね。

もう一つ、減税後に転入してくる人はフリーライダーで、従来から住み続けている人との間に不公平が生じるのではないかと。これはどこにレントがいったのかという話なんです。よく考えてみないと、これ、どういう構造なのか。委員はどういうふうに考えていますか。

委員 これもさっきのお話で、そういう動きがあるかと。それから、これ、転入してくる人たちがフリーライダーだと言っているわけですよ。でも、減税の効果を受ける人というのは、今、未成年の人やこれから生まれてくる世代で、そしてこの、新しく入ってくる方々は、減税が目的で入ってくるかどうかは別としてですね……。

会長 その人たちは、高い家賃を払って入ってくるわけですから……。

委員 そう。そうですね、社会の新しい担い手ということですからね。

会長 家賃を貸す側の人が取っているわけだから、杉並住民が取っていることになりませんか。だから、これは悪くないと僕は思うし、税収増につながると思うし、これは何か問題になるようには余り思えない。だから、子供たち、将来の子供たちは得する。それは確かですね、ずっと住み続けている人は。これは、理論的にはそれでいいですよ。

委員 だから、狭い損得論で議論をしようとしている見方でもあろうかと思えますから、もう少し視野を広げると、こういう狭い議論をやっているわけではないと。

会長 そうですね。それから、だれが得するかというもう一つの話。これ、12番のところは、住民間の公平性で、減税率を一律にして減税の上限額を設定しないとすると、高所得者は恩恵が大きくなり、逆進性が強くなるかもしれない。なりそうだね。これは、何とか、理論的に必ずそうなる。一定率のままだったら、絶対そうだね。これは何か工夫をしないと。違うかな。理論的にだけ考えると、そうなると思いますが。

委員 たくさん払っている人ほど同じ率で減税すれば、たくさん額を減税になるのもそれはそうですが、ただ、逆進的になるというイメージではないと思うんですけどね。今、比例税化されているので、累進的と言ってもかなり緩やかにはなっているわけです。その累進性がさらに緩められるということにはなるとは思うんですが。

会長 程度だね。

委員 ええ。まあ、工夫の余地はいろいろあるんじゃないですか。

委員 もちろんそうです。当然、上限を設けるとか最大幾らとかいう形のキャップをかぶせれば、もちろんそこも。例えば第4番目の意見のところ、例えば、「低所得者にとっては、10%の減税ではたいした金額にならずメリットは少ない。むしろ、今のサービスの充実を図ることの方が効果的ではないか」という見解と、実はかなり似ているような話だと思うんですけど、確かにサービスというものをどう考えるかが極めて大事で、近隣自治体とのサービス格差があるんだったら、是正していくことが必要だと考えます。サービスというのは、かなり受益が偏っている傾向にある。公共サービスというのは、対象の人がかなり絞られているわけですが、減税というのは、最も公平にサービスを実は分け与える一つの手段であるわけですね。そういう面があるということです。

もう一つは、今、10%の減税をシミュレーション上想定しているわけですが、将来的には10%以上になるかもしれないということなので、そういう意味では、現時点では最も現実的に10%と置いたわけですが、その後には10%以上になるかもしれない。

3番目は、計算上10%の減税をやっていますけれども、これは12番目の質問に答える形になると思いますが、例えば、低所得者層に重きを置く減税というものも考えられる、検討できるということです。例えば、高所得者層に上限を設けるような減税とか、低所得者層に重きを置く減税も考えられるかもしれない。計算上は、今最も簡単な方法で計算しているので、単純に比例的に10%と想定していますけれども、そういうような工夫をしていくということでも考えられるのではないかと考えています。

ただ、それによって、どれだけいろんなインパクトが変わってくるのかというのは、相当検討しないとイケないわけですが、とにかくその辺の高所得者層を優遇になるんじゃないかという批判には、そういう回答も工夫もあり得るんじゃないかと思っています。

会長 そのことを具体的にどう考えるかというのは、いつの時点だと思えばいいんですかね。

委員 すごく難しいんですけど、例えば、実務上、つまり上限を設定するとか、低所得者層にどれだけ恩恵をもたらすことができるのか、実務上可能かどうかというのは極めて詰めていかないといけない。つまり、今、住民税は比例税なので、比例税を定率で減税するというのが最も簡単なやり方なんです。ですから、行政のコストも実は最も低減、一番低いと思います。ですが、そこを何らかの累進性を緩和するような減税を、低所得者を

優遇し高所得者の上限をつけていくようなことをすると、行政コストが上がっていく。もしくは実効可能性とか、そういうことを考えないといけないわけですが、実行をいつの時点でと言うと極めて難しいですが、この研究会である程度の方向性を出して、それでそれは考えていけばいいかなと思っていますけれど。

ただ、私自身は、個人的な見解では、比例で減税すべきだとは思っています。定率で減税すべきだと思っています。

会長 これはある種の累進を持つのか、それとも完全に比例的な方がいいのか。それから、これはでも、現行の構造を、住民税の負担というのがどういうふうになっているのか。どの辺の層の人が大きいのかとか、ちょっと、データを一度出していただいて、どういう構造になるのか。1割を減税したということになったときには、今の構造からするとどれぐらいの人数がどの所得層で減税されるのかというのは、これはデータで見えるといいと思います。これは次回のときまでに。

政策経営部長 はい。これは次回までに予定します。多分、3割の人が7割ぐらいの税を負担しているという構造になっているんじゃないかと思います。その辺の、データを今度お示しします。

会長 はい。これはよその区と比べると、全体としては裕福と考えていいんですよね。大分裕福ですよ。

政策経営部長 まあ、大分かどうかはわかりませんが、かなり担税能力はある方が多いと。

会長 だからこそ、減税の意義もあるというふうに思うんですけどね。

今の委員の意見は、この分類で言うと、4番のところの意見のところと、それから、11番、12番の意見と、両方に対応してお話をいただいた。

あとは13番ですかね。積立金を大規模災害時の復興資金として弾力的に活用する場合、災害対策基金との関係はどうなりますか。また、災害時に積立金残高を取り崩してしまえば減税はできなくなるのではありませんかという。これは、でも、そのときに災害対策ができてよかったということ言えば、後のことを相殺して余りあると思うんですよね。それはもうそのとおりなので、選択の自由度というか、政策的な選択の自由度が高かったということでもいいのではないかなと思うんですけど、委員は何か。

委員 この大規模災害というのがどの程度のものであるのかということにもよるんでしょうけれども、杉並区では災害対策基金というものを積んでいるということですので、基

本的には何らかの財政措置が必要であれば、そちらから出すのが筋ということになるかと思えます。仮にこの減税の原資に当たる部分のものを使うとしても、あくまでも緊急避難的な措置としてということになるでしょうし、あるいは緊急避難的な措置ではなくて、この減税が継続できなくなるぐらいということになれば、それはその規模ですか、災害地点の規模が大きいということですから、それはそのときの判断、これは区長なり議会なりの判断ということになっていこうかと思えます。

ただ、一つ心配といいますか、考えておかなければいけないのは、常にこの減税の基金として積立があるということで、災害対策の方がおそれるようになってはいけないと思えますので、そちらはそちらの考え方としてきちんとやっていくべきでしょうし、ただ、万が一というときに、こちらも充てることが可能だという考え方をとることになるんじゃないのかなと。ぜひ、そういうふうな考え方をしてほしいなと、私は個人的に思います。

会長 もう一つ、ここには書いていないんですけど、区長はもう今回で選挙に出ないぞとおっしゃっていたりしますよね。そうすると、次の候補に当たる方は、この制約を受けるか、でも、やっぱりそのこととは別に、当然これはいいアイデアだということで、そのことを大事にして立候補してくださる方もきっと出てくるだろうと思うけれども、今の民主主義のメカニズムからすると、選挙で違う論点で議論されてきていて、その結果というか、このプラン、つまり、この提案は山田区長からなされていて、次の候補の方にどういうふうに、手渡しできるのか、ある程度誓約ができるものなのか。それとも、そのことも一つのテーマに片一方ではなるし、そうでない方と議論し合いながら、よりこのテーマというのが皆さんの話題になっていって議論していただくということになる、流れの中に置き込まれることになるんだろうと思うんですけど、それ以上に強制的に次の方に必ずこれを引き継ぎなさいとは言えないのではないかと思います。こういう制約については区長から伺うのが一番いいと思うんですけど、どういうふうにお考えですか。すごくストレートな質問でごめんなさい。

区長 ええ。かなりストレートなんですけれどもね。簡単に言えば、次の選挙で選ばれた首長が判断すべきものと、こういうことになります。これが民主主義の基本ですので、ただ、私の代にやれることは、十分この研究を深め、そして区民の方々に十分その意義や有効性を納得してもらおうというものがあれば、区民の方々がこれはやってみようよという気持ち芽生えてくるようになれば、それほど大きな心配はないと。

ただ、現実的に見れば、次の選挙では一つの争点にはなり得ると。やめろと言う人と、

続ける、やろうという人と、出てくると思います。それを通じて区民の意思が反映されるというふうになると思うので、やめろというふうにならないように、いつも私は推進する側なので、十分、いろんな反論も、きょういろいろご議論をいただいたように踏まえながら、区民全体の意思になれるように努力をするということができるといえるのだろうと思います。

会長 多分これは、我々の方も共通の見解だと思うんですね。そのためには、とても大事なアジェンダになっていただいて、次のときに、これがテーマになりながら、できたら賛成してくださる方がこれを強く支持していただけるような形でなればいいなというふうに思います。これはそういうことでいいですか。何かいろんなところでいろんな方から、この件についてはそういう拘束をしていいのかというのをちらちらと聞いていたものですから、だからそれをどこかで明らかにしておきたいとずっと思っていたんですけど、ご本人を目の前にして、何か露骨に質問して聞くのは恐縮でしたけれども、そういう観点でこの問題については考えていきたいといます。いかがですか。

委員 つまり、次の選挙でこの構想についてマニフェストに書くかどうかということが大事なポイントだと思うわけです。まずどう書くかということですけど、賛成と書いている人と反対と書く人が出るかもしれないですけど、その辺で争点になって、そこで区民が選ぶということだと思えます。

会長 委員の意見としては、この報告書の中に次の選挙のマニフェストの中で、この問題について、どうかしてくれという文章を入れておけと。

委員 いや、そこまでは。

会長 今、この資料4にあるというか事務局にまとめていただいた論点で、まだ議論していないことというのはありますか。

委員 いいですか。資料4の3番目に、毎年一定金額を積み立てることができるのであれば、貯めるのではなく今すぐ減税すればいいのではないかという意見がありますが、現時点では地方債残高が残っていますので、減税するよりもむしろ借金を返済の方が先だということなので、今すぐには減税できません。以上です。

会長 この5番の区債発行の考え方というところで、建設債も含めて今後一切発行しないということなのか、世代間の公平性という観点からすると、耐久財に当たるものについてはどういう資金調達の仕方をすべきなのか、それについては借金もいいのではないかといいこれは、委員。

委員 さっき少し触れさせていただいたんですけども、要するに何をつくるかという

ところの意思決定を今の人にして、今つくるから、20年間の人が使うんだから20年間で払っていけというのは、今までの理屈なんですね。そこを既に今整理されているもの、地域の行政にとって非常に必要なものとして今整理されているものについては、当然、将来も必要になるわけです。

将来にもう一回必要になったときにつくるお金を、世代間の公平というときは、それよりまた先の世代で分けるという話になるわけですね。地方債を発行した段階からその先の話。今回、意図として申し上げた減価償却費的な受け取り方もできるんじゃないかというのは、この20年間でこれから使っていくものの負担をしていきたいと思います。その時点では、もう新しくできるものの財源も確保しておきましょうということですので、確かに従来の、例えばダムをつくるのに30年間使えるんだから、30年間で返していきたいと思いますという発想とは若干異なるのですけれども、そういう意味では、特に減価償却と判断する部分については、やっぱり使う人たちがちゃんとその分を負担していくという意味では、同じだと思います。ですから、新たに追加的に何かつくるというものに関しては、いわば、もしかすると最低限以上のもの、ナショナルミニマム以上のものをつくるのであれば、それはやっぱり貯めた人たちがどういうものをつくるかを意思決定するチャンスを与えたいということになると思います。

ですので、従来型の今の人が決めて将来の人が払ってということとは変わりますが、必ずしもその世代間でもものすごく不公平になるとは言い切れない。どういう人たちがどこに対応するかというのが、今までの一般常識とは若干異なるかなとは思いますが。

会長 これはわざわざ、今、建設投資にかかわるような話で、だから、一方で、償却の概念を入れておいて、つまり、負担に関しては中立の議論をしておいた方がいいのではないかと考えるんですけど、もともとここで出てくる累積赤字というのは、赤字債券というんですか、不足していて借金というものについてはそのことを議論できる。建設債のようなものについてまでこれは対象にすべきなんだろうか。無理にしなくてもすっきりするんじゃないかという感じがするんですけど。それから、社会システムとして、その建設債絡みのものというのは、耐久消費財的な処理の仕方というのは一方に普通にあるわけだから、それは別個に分けておいて、その基金とは別の問題だと思って処理することというのはできないですか。

委員 ちょっと、間違っていたら事務局の方から訂正していただきたいんですけど。恐らく建設債を発行してしまうと減税ができないような制度設計になっています。

会長 そう。

委員 そういうことで、つまり、地方債をすべて返済しないと減税ができないということが一つあります。それで、今、委員が言われている話というのは、やはり意思決定の問題が極めて大事だということで、それで、つまり意思決定、いわゆる建設をする対象のものというのは、意思決定は現在の世代がやるんですけれども、負担は将来世代につけ回すわけで、もしも対象物が将来世代にとって意味のないものだと、ほとんどもう、負担のツケだけが将来世代にかぶっていく。それで大変な目に遭っている自治体はたくさんあるわけですね。

そういうところから脱却しようというのがここの意義の一つだと思います。ですから、そういう、通常、建設地方債というのは世代間の公平性という、いわゆる財政的負担面から話をするわけですが、そうじゃなくて意思決定の問題、世代間の格差がある、と。その意思決定のところ、より将来世代を重視した形でやっていきたいというのがこの方針なんじゃないかと思います。そうですね、制度上一つそういうふうに制約があるということと、あと、世代間の意志決定の問題を重視しているということが一つですね。

以上です。

会長 僕が正しい議論をしているかどうかかわからないけど、疑問を少し。建設債のようなものが残っている資産もありますが、一方で、その借金も返してしまって、区の行政財産になっているものもたくさんありますよね。明治維新以降で言うと、ずっと累積されてきていて、いろんな形で、つまり、区の行政財産というのは片一方でストックとして残っていく。これがどれぐらいまで財産として残っていくのがいいのかということだけど、多く行政財産として持ち過ぎると、固定資産税収入を減らすことになってしまって、逆の言い方をすると、行政財産が適切にまちの中に配置されていることによって全体の地価を上げて、まち全体の税収が上がるというのが、都市計画的なロジックからすると税収構造の最適化であると、こう思うんですね。

どれぐらいまで区が行政財産としてストックを持つかという、今の議論はずっとフローの議論をしていましたけれど、投資的経費というのはこの行政財産を増やしていくというプロセスの渦中にある。成果になって、たまっているものもあるわけですね。これは自治体によってまだまだたまらないところもあるし、しかも、これはだから、フローでつまり資本ストックを持つということもあり得るし、それから、行政財産として持つということもあるし、借金を持っているということ、これ、全部ポートフォリオで、それぞれ中立

的に対応することは可能だと思うんですね。

だから、何となく、さっきの減価償却とか途中のストック形成のプロセスのことを考えると、今の現行の行政財産ストックというのがどういうのかというストック会計というか、そういうものを何か見ておかないと、過剰であったりするかどうかというのもまたチェックの対象になるかもしれない。何かそのことについては、余りこれまで議論していないので、それがどういうものなのかとか、東京都はだんだん貸借対照表をつくっていて、資産というのがどれくらいあるものなのかということと比較しましょうという。行政財産を余り持ち過ぎることというのも問題かもしれない、その最適性の議論になって、今、過剰なのか少ないのかとか、まだまだ要るのかとか、それこそ行政が持つべきなのか、民間が持っているものを借りて事業をやった方がいいのかとか。それこそ、区役所それ自体が、区が所有している必要があるのか。三井不動産に持っていただいて、リースバックでお金を払っているという状態の方が本当は良くて、それは地方自治体の税収が上がるということなのか、そういう問題というのはいつも考えておかなければいけなくて、最適ストックの話とフローの話は、ちょっとさっきの議論をするとそこまで行くと、何か全体を考えなくてはいけないから、少しピンチかなというふうにも思ったんですけど、この問題はどういうふうに取り扱っておくんだらうか。さっきのフローのモデルの方は僕も理解できたんだけど、構造的にストックのモデルから税収も決まっているとすると、少し問題かもしれないと思います。

委員 最適なポートフォリオの議論というのは極めて難しく、しかも、特別区の場合は行政、いわゆる投資的経費を費やして行政財産を持ったとしても、地価に反映されたとしても、固定資産税を持っているわけじゃないですから、そういう問題もあって、なかなか難しいわけです。ただ、建設にかかる費用、投資的経費をどうやってファイナンスしていくのかということですけど、ここで提示されているシミュレーションでは、毎年の財政できちんとファイナンスされていきますし、かつその投資的経費というのは、経済成長率見合いで、増えていくような想定で極めて保守的に、つまりそれはもう、公共事業を減額しないという、かつ、将来の計画の分で、増額されている部分もつまり、小学校の建設コストはすべて上増しして、おんぶしていますから、すごく保守的に計算されています。それでも、何とかやっていけるというのも、杉並区のある種すごいところだと思っています。

委員 ですので、投資計画で、多分小中学校など、かなり建替え時期がやってくるものが多いと思うんですね。ですので、さっき、むしろその間を減価償却で貯めてという形で、

新しい学校を残してあげようということの意思決定をみんなで、その世代の人ですということに、いわば借金しないでやるということで、そういうふうにつながっていくんだろうと思うんですけどね。

フローにしる、ストックをつくるにしる、何かある意味、日本中が90年代以降みんな将来のツケ回しで、その年のフローもやってきた部分もかなり日本中あって、その見直しをなぜ杉並区だけがというふうに多分思われるかもしれないのですけれども、ツケ回しをしないどころか、むしろ将来に何かを残して行こうという選択をされるというのは、私は、もしその選択をされたら、やっぱりすばらしいと思いますけども。

会長 私自身は委員と委員の意見でいいと思いました。今まで、何か、その件に関しては余り議論が出てきていなかったもので、おおむねこの紙に事務局がつくってくださった資料4の13の項目については、報告書の中にどこかにメンションすることでクリアできるという感じなんですけど、ほかに何か思いつかれていることってありませんか。東京富裕論。これは.....。

委員 すみません。多分抜け落ちているところというと、積立・運用の制度設計というのが極めて重要だと思います。つまり、運用していくには、かなり透明性を高くしないとやっていけない。どういう仕組みでやっていくのかは、例えば公的年金の積立金の運用というのはああいう形でやっているわけですが、そういうものも参考にしながら、研究会とか審議会をつくってやっていくとか、区民に対して、やはり、かなり公開して透明性を高めてやっていかないと、この制度は恐らく持たないと思います。そこをどう考えるのかは、今後、極めて大事な視点になってくると思います。

委員 そこなんですけれども、これは想定としては、年金は市場で運用することになって、基本ポートフォリオを達成するようにと、それが外れた場合のリスクはどうするんだという問題があるわけです。これは基本的には本当に公債をひたすら、公債を幾つかコンビネーションで持ち続けるということなんじゃないかな。

会長 最悪の状態でも、公債だけ持っているかですね。

委員 提示したシミュレーションではそういう想定ですけども、もっと積極的にという話であれば、また議論が変わってくると思います。ただ、やはり極めて、安全性を重視しないといけないものなので、どこまでできるのかなというのは、今後話をしていけないといけないと思います。

あと、公共債であっても、やはり透明性は高くないといけないと思いますので、そうい

う制度設計は必要かなと思っています。

委員 なるほど。そうやって、もし運用するとなれば、透明性はもちろん、それから誰がやるのかと。できる能力のある人に受託してもらおうと、それを選ぶ必要が出てくるということで、積立金のガバナンスにかかわる問題は当然出てくるだろうと思いますし、仮に公債を持つという場合も、1,500億円ですから、マーケットに与える影響は軽微だろうとは思いますが、東京の債券が毎年どのくらい発行されているかわかりませんが、マーケットには、どんなことがあっても杉並は公債を買い支えてくれるというインフォメーションというかメッセージを出すということにはなりますよね、出し続けることにはなりますよね。それがいいのかどうかというのはありますけど。

会長 この種の積立・運用の制度設計とか、実際やろうとしたらとても大変なことだと思います。大体、積立・運用していいのかどうかという議論まであったし、それから、その制約というのがどれくらいあるのか。簡保やなんかだと、法律で、外国債まではOKだけど株式はだめとかというので制約条件がいっぱいついていますが、これはどういう制約を受けるのか。実際そういう制約があるのかどうかということも。

何か、ほかに思いつくことはないですか。

委員 議論としては、この資料4の積立運用、減税の範囲の中でということですか。それとも、もう、全体に入ってということによろしいですか。

会長 全体の。

委員 となってくると、これは年金の方でも同じ問題をやっていて、年金の方は2100年まで予測しろというむちゃなことを今言われていて困るんですけども、それは実際には5年に一遍、チェックをするわけなんですね。だから、委員のシミュレーションをどこかで小刻みにチェックをして、外れているのか当たっているのか、外れたとすればどの部分がなぜ外れたのかということを検証していかなきゃならない。だから、そこはそういう仕組みもあわせて考えていかなきゃいけないわけですね、だから、つくっているところとは別に試験官、チェッカーみたいな、反省するところもみたいなものも必要になると思いますし、例えば、この委員の意義の最後のところで、政策オプションは広げられることはできるんですけども、具体的にどういうときに使えるのかというリスクといたり、災害というのはどういうときに使えるのかと、これは解釈によっては、将来、放蕩息子政権があらわれて、これもリスクであれもリスクだと言って、先人の遺産を使ってしまわないかと。それを考えなければいけないと思うし、最悪の場合、これはつくるときには当然

解体することも考えなければいけなくて、生産ルールみたいなものも、それも考えもしなかったよということでもいいのかどうなのか。そういうことを、すべて考えていけば、いろいろ、シミュレーション以外に、運用というんでしょうか、この制度の運営のことは、ここ以外のところでも考えなきゃいけないかもしれないですね。

会長 ガバナンスのための公開とか透明性とか、それから、モデルの修正、第三者機関によるチェック、それから、最終的には生産のルールまで。きちんと何か形をつくっておく。それから、その条件というんですかね。それから、使ってもいい 防災と言うけれども、どこまで行くのか。そのことについても、今、これを我々で議論するというと、ちょっと荷が重いという感じもしますから、この文章の中にはなかなか入らないけど、動き出し始めるときには、そういう、組織化にかかわるさまざまなものについて研究ができるようにしておかなければいけないかもしれませんね。

ほかにありますか、何か。すごく短い時間なのに、考えなければいけない項目はたくさん洗い出して、それもどこかに、この報告書の中にメンションできて、ある程度ここに出てきた多くの疑問については対応できるような形にしていこうということによろしいでしょうかね。

ただ、究極にこの制度を進めていくのに、ボトルネックになるようなことというのはこれまでの議論の中であるわけではなくて、進めて行くのに当たって疑問や何かが盛り上がってしまって、それがかえって足を引っ張ることにならないようにするための、ほぼたくさん方のご意見をうまく取り込むというそういうことになったような気がします。

何か区長は、これまでの議論でご意見はありませんか。今言っておいていただかないと、報告書には入れられないということになりますけど。

区長 ありがとうございます。やっぱり、意義のところを、今の議論も踏まえて、相当綿密にまた詰めていただきたいと思います。例えば、世代間の問題とか、災害対応できるとか、杉並の考える構想というのはこんなものだと。それで、意義はこういうものがあるというのをやっぱりどれくらい出せるかということが、私の場合、区民の皆さんに説明をしていくという、こういうことでずっとお聞きをしているので、そういったものが一つあるかなと、こう思います。

それから、委員の、これは前もお聞きして、またさらに納得したわけですが、できれば、これ、シミュレーションがずっと、あとここから45年先か50年先まで出ておりますので、ずっと10%なのか、それとも途中でどこかで20%にできるのかとか、ちょっと、私、100

年後にゼロとか言っている手前、50年後にはやっぱり20%ぐらいにならないのかしらというような、ちょっとそういうのもまた、次、計算できれば教えていただきたいなど。

それから、さっき委員の方から少しおっしゃられました、やっぱり、東京富裕論がまたこれを通じて、杉並ではこんなことをやっているらしいじゃないかなんていうようなことをまた国会、国の方では議論になったりしてしまっていて、こういうものについての何か反論というんでしょうか、そういったものというのも、やはり今のタイミングから言うと、詰めておかないと実現性に影響を与えるなという感じがしておりますので。というようなことでしょうかね。

それから、運用については、私、ちょっと聞きましたら、ハーバード大学がこの20年間、大体15%ぐらいの利率でその資産を用意しているというふうに聞いていまして、それは多分どこかに任せているのでしょうかけれども、世界の公的と言われる機関の資金の運用って、日本は極めて下手でして、確実にかつ効率的になんて自治法には書いてありますけど、これは両方を満たすことなんて絶対できないと。全く安全だったら、絶対効率的じゃないわけですよ。少し効率性を高めれば安全性はちょっと下がるというのが常識でして、絶対100%の安全はないわけですけど、この辺を海外のそういう公的機関なんかはどのようにリスクヘッジをしながらやっているのかとかいうようなことは、我々の今後の検討課題かしらという感じはしております。でも、最低限でも国債さえ買っていけば実現可能だというのは、今の我々日本人には極めて説得性の高い話ではないかというふうに感じました。

今日も、大変、私自身は参考になりました。本当にありがとうございます。

会長 どうもありがとうございます。

おおむね議論すべきことは議論できたと思うんですが、ともあれというか、いろいろな意味で、いろいろな自治体の行政に一石を投げるというか、すごく重たい意味を持っていて、しかも、重たく受けとめて、それを丁寧に議論していく価値のあるテーマであるというふうには認識しています。

こういう考え方というか、もともと松下幸之助さんの議論から来ていて、区長がそういうことに、実現の、100年後ではなくて、できたらできるだけ近いところで10%、20%という形で、しかもこれと同時並行で、さまざまなか、プライベートファイナンスのシステムをパートナーシップでうまく組み込んでいくような、ほかの制度も使われている。さまざまな工夫の上に成り立っていてこの制度が可能になっているんだということ

について、やっぱり私たちはちょっと前向きに受けとめて議論をしなければいけないと思うんですね。

すぐ杉並富裕論とか東京富裕論とかという議論できているんですけど、そんな簡単にできているわけではなくて、何となく、富裕論で言うと、何か港区なんかを見ているとえらく富裕な気がしてしまうんだけど、それと一緒にされると、とってもしゃないけどつらいので、ここについては、だからきちんと、これまでのどういう努力の経過があってこういうことが可能になっているんだと。その成果を区民で共有できるということがもう一番大きいことなので、そういうインパクトというのを他の区にも与えられると、つまり、より杉並だけの問題ではなくて、全体の行政にインパクトを与えられるんだということが、このペーパー全体の中にうまく背後に書き込めればいいなというふうに思っています。

委員 よろしいでしょうか。

会長 はい。ぜひお願いします。

委員 もうほとんど今のと同じことで、先ほど区長のご発言の中にもあったんですけども、対住民ということ言えば、ミクロの財政運営の中で、使い切り予算への挑戦ということで、それは強調しておくというのは一つなんですけれども、やはりマクロの地方財政全体の中での意義づけというのが、やっぱりちょっとまだ、うまく出せていないところがあるかと思しますので、そこをきちんと示すことによって、富裕論であるとかそういうような議論の中で、いや、そうではないんだと、この減税自治体構想というのはこういう意味を持つんだというところがやっぱり一番重要なのかなというふうに思います。これは委員のところ、ここの意義のところにかかわってくると思うんですが、人に投げてしまって恐縮ですけども、ぜひ、我々でも考えていかなきゃいけないと思いますけれども、よろしくお願いします。

会長 ということで、最後に委員にまとめていただいたという感じなんですけど、今日はいろいろな方からいろいろな意見をいただいている、それをだからどういうふうに共有できるのか、それから、我々の報告書の中に吸収して書き込むことができるのかというふうに考えていますけど、苦戦をしたテーマはなく、どれも十分吸収可能だというふうに認識したということで、それを上手にこの報告書の中に組み込んでいく、これからまたお二人の先生には特段のエフォートレベルを要求しなければいけないんですけども、よろしくお願いしますということと。

それから、委員、委員にも、それぞれのお立場からいいサポートというかご意見を出し

ていただいて、最終的には魅力的な報告書になって、多くの方にインパクトを与えられるようにしたいと思いますので、ぜひ、最後までご協力をよろしくお願いいたします。

行政改革担当副参事 今、会長にまとめていただきましたけれども、今回は、本日の議論を踏まえて、今回確認していただいた研究会の報告の構成（案）、資料3に基づいてまとめたものをまたこの場で議論していただくことになろうかと思います。大体10月ぐらいを目途にお願いしたいと考えております。今日、ご議論していただいた内容について、遅くとも10月を目途に、案をまとめていただきまして、それをまたその直後にこの場で議論していただき、最終的には年内に報告書をまとめていただくようなスケジュールではいかがでございましょう。

会長 よろしいですか。今のスケジュールでは、すみませんがお二人の先生には何かプレッシャーをかけますけど、10月ごろまでに、文章をつくっていただくということをお願いしたいのが1点と、委員、委員には、その文章をフィードバックしていただいて、見ていただくということをしていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。では、今回は10月の、後ろの方でよろしくお願いいたします。

それでは、これで閉会にしたいと思います。どうもご苦労さまでした。